

移動支援（身体介護を伴う）の時間帯をまたがる場合の請求サービスコードについて

<早朝・日中・夜間・深夜の時間帯について>

時間帯	
早朝	6時～8時
日中	8時～18時
夜間	18時～22時
深夜	22時～6時

1 加算の時間帯を一切またがらない場合

加算の時間帯を一切またがらない場合は、下記のとおり「〇〇のみ」の請求サービスコード（「日中2.0」等）で算定します。

例	請求サービスコード
6:00～8:00	「早朝2.0」
8:00～10:00	「日中2.0」
15:00～18:00	「日中3.0」
18:00～22:00	「夜間4.0」
0:00～1:00	「深夜1.0」

2 所要時間の最小単位の中で加算の時間帯をまたがる場合

所要時間の最小単位30分の中で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

ア 最小単位30分の真ん中で加算の時間帯をまたがる場合

30分全てを前半15分の加算の時間帯で算定します。

イ 最小単位30分の中でどちらかの加算の時間帯にかたよる場合

30分全てをかたよる方の加算の時間帯で算定します。

例	請求サービスコード
5:45～7:45	「深夜0.5・早朝1.5」
6:15～8:15	「早朝2.0」
15:10～18:10	「日中3.0」
15:20～18:20	「日中2.5・夜間0.5」

3 最初の3時間以上で加算の時間帯をまたがる場合

最初の3時間以上で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

ア 最初の加算の時間帯

「〇〇のみ」の請求サービスコード（「日中3.0」等）で算定します。

イ 上記アの後の異なる加算の時間帯

「〇〇増分」の請求サービスコード（「夜間増1.5」等）で算定します。

例	請求サービスコード
8:00 ~ 19:30	「日中10.0」「夜間増1.5」
15:00 ~ 20:00	「日中3.0」「夜間増2.0」
15:00 ~ 23:30	「日中3.0」「夜間増4.0」「深夜増1.5」

4 最初の3時間以内で加算の時間帯をまたがる場合

最初の3時間以内で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

ア 加算の時間帯をまたがる最初の3時間以内

「〇〇+〇〇」の請求サービスコード（「早朝2.0・日中1.0」等）で算定します。

イ 上記アの後の時間帯

「〇〇増分」の請求サービスコード（「日中増1.0」等）で算定します。

例	請求サービスコード
6:00 ~ 9:00	「早朝2.0・日中1.0」
6:00 ~ 10:00	「早朝2.0・日中1.0」「日中増1.0」
5:00 ~ 7:00	「深夜1.0・早朝1.0」
17:30 ~ 19:30	「日中0.5・夜間1.5」
17:00 ~ 22:00	「日中1.0・夜間2.0」「夜間増2.0」
17:00 ~ 23:00	「日中1.0・夜間2.0」「夜間増2.0」「深夜増1.0」